

# 令和5年度香川県立屋島少年自然の家野外炊事食品提供委託業務仕様書

## 1 業務履行期間等

業務履行期間は契約締結日から令和6年3月31日までとし、実施日及び配送時間は屋島少年自然の家と調整のうえ決定する。

## 2 提供内容

野外炊事活動にて使用する食品を提供する。

野外炊事の実施メニュー及び食品・数量は別紙のとおりとする。

※食品は1人前、又は利用団体の活動班別食数単位ごとに、個包装された状態にて納品すること。

## 3 対象者

対象者（野外炊事食材の提供を受けるもの）は、屋島少年自然の家の利用者とする。

## 4 業務内容

### ① 使用食品・表示

- ・食品は、衛生基準、品質基準、産地等の把握により安全性を確認できるものを使用すること。
- ・利用者から産地等の問い合わせがあった際には、速やかに情報を提供すること。
- ・栄養成分については、1食あたりのエネルギー・タンパク質・脂質・炭水化物・塩分相当量を提示すること。
- ・原材料及びアレルギー物質の特定原材料(7品目)と特定原材料に準じるものを表示する、または、食品毎の規格書を提供すること。

### ② 加工・保存食（検食）

- ・食品衛生法、及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に従って、HACCPの考え方を取り入れた重点衛生管理を行い、食中毒の防止に努め、異物混入に関しては細心の注意を払うこと。
- ・原材料を、食品別、ロット・産地ごとに50g程度ずつ採取し、清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、専用冷蔵庫に-20℃以下で2週間以上保管すること。ただし、量が50g確保できない食品は1食分を保存すること。

### ③ 配送

- ・配送は保冷車等を使用し、適切な温度管理、衛生管理のもとで行うこととし、指定時間までに指定場所に確実に配送すること。
- ・事故その他やむを得ない事情により、配送が予定時刻より遅れる場合は屋島少年自然の家に速やかに連絡し、対応策について協議すること。

### ④ 予約及び予約の変更・取消

- ・予約並びに予約の変更及び取消は、屋島少年自然の家が行う。  
なお、予約の変更及び取消は、利用日前週の水曜日までとする。ただし、暴風・大雨・洪水などの気象警報が発表された場合や特段の事情がある場合の変更及び取消については、別途協議する。

⑤ 代金の支払い

- ・代金は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

5 衛生管理及び事故対応等

- ・衛生管理は、H A C C P の考え方を取り入れた重点衛生管理として、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に従って安全に行うこと。
- ・屋島少年自然の家より、施設・配送車両等の立入検査を求められた場合は、その指示に従うこと。また、衛生管理等の記録表の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ・事故が発生した場合は、屋島少年自然の家及び関係機関に速やかに報告し、適切な処置を行うこと。
- ・事業者の責による事故が発生した場合には、対象者への損害賠償を行うこと。

6 その他

この仕様書に疑義が生じたときは、屋島少年自然の家と事業者が協議して定める。

なお、予定数量は新型コロナウイルス感染症等の影響により、大幅に変動する場合があります。